

令和8年6月15日

東京都中野区中央5-1-10

吉田製薬株式会社

代表取締役社長 遠藤 正洋

### 医薬品医療機器等法に基づく行政処分についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社狭山工場は、令和8年6月15日、埼玉県より、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」）に基づき行政処分（業務等改善命令処分）を受けました。

皆様に、多大なるご心配とご迷惑をお掛け致しますことを、心より深くお詫び申し上げます。

本行政処分を厳粛に受け止め再発防止に取り組み、今後も法令遵守を徹底し、確かな品質の製品を安定供給し、皆様の信頼を回復出来ますよう誠心誠意努めて参ります。

謹白

詳細につきましては、別紙PDFをご確認いただきますようお願い致します。

別紙PDF添付

#### 【行政処分に関する問い合わせ先】

吉田製薬株式会社 信頼性保証本部 品質保証部 TEL:04-2957-8111

吉田製薬株式会社 業務本部 安全管理部 TEL:03-3381-7384

※受付時間：9：00～17：00 但し、土曜日・日曜日は除く

以上